

保育所医師業務嘱託職員業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市の保育所において保育所医師業務に従事する嘱託職員について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分等)

第2条 嘱託職員は、「嘱託職員の取扱い」(昭和53年4月1日制定)第2の3に規定する第2種嘱託職員とする。

(職務)

第3条 嘱託職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 園児の健康診査に関すること。
- (2) その他市立保育所運営に係る医師業務に関すること。

(任用期間)

第4条 嘱託職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日とする。ただし、必要と認める場合は、再任用することができる。

(服務)

第5条 嘱託職員は、第3条に規定する職務を誠意をもって遂行するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 勤務時間中は、職務に専念すること。
- (2) 上司の職務上の命令に従うこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (4) 職務に係わる法令等に従うこと。

(勤務時間)

第6条 嘱託職員は、第3条に規定する職務の遂行にあたり必要とするときに随時勤務するものとする。

(損害賠償の義務)

第7条 嘱託職員は、職務遂行にあたって、故意または過失により市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

い。

(災害補償)

第8条 嘱託職員の公務災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年函館市条例第28号)の定めるところによる。

(補則)

第9条 この要綱について、前各条に定めるもののほかは、「嘱託職員の取扱い」によるものとし、その他必要事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。